

市立浴場に関する決議について

市立浴場に関する決議を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
自民党市議団, 民主・都みらい,
公明党市議団, 京都党市議団,
無所属(議), 無所属(議)

市立浴場に関する決議

京都市会は、これまで市立浴場の在り方について指摘してきた。しかしながら、京都市からの補助額は、年々減少してきたものの、平成26年度予算においても4億5,000万円に上っている。

この度、市立浴場を指定管理者制度に基づいて管理・運営してきた財団法人京都市立浴場運営財団が、平成26年度末で、京都市及び財団関係者の決断において解散することが明らかとなった。

平成27年度以降の市立浴場の運営に当たっては、議会と十分な協議を行うとともに、下記の点を十分に踏まえたうえで進めていくことを求める。

記

- 1 市立浴場の位置付けを明確にし、過去の同和行政とは一線を画した運営形態とすること。
- 2 平成27年度以降、浴場存続の間は、指定管理者制度等の活用により、適正かつ効率的な業務運営が図られるよう万全を期すこと。
- 3 各地域における市営住宅の建て替え及び浴室設置等の計画と事業を加速させるとともに、可能などころから市立浴場の廃止をしていくこと。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会